

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	社会教育課
契約締結年月日	令和7年4月21日
契約者名	フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」実行委員会
契約名	フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」事業に関する業務委託
契約金額（税込み）	2,073,000円
随意契約理由	<p>本事業は、物質的な豊かさや便利な生活の中で暮らす青少年の、心の豊かさやたくましさなどを育む観点から、山梨県にはない海洋での体験や野外活動を通して、青少年の友情・連帯・奉仕・開拓・交流の精神を涵養するとともに、地域のリーダーとしての資質向上を図ることを目的としている。</p> <p>本事業を実施する団体には、実施計画の企画・立案から現地での活動及び事前・事後研修に至るまで、専門的な知見が求められ、学校教育関係者、野外活動専門家、青少年団体指導者、養護教諭等の専門的能力を有する人員で構成される必要があるが、県内にはこのような人員体制を備える団体はない。なお、業務の一部の再委託を認めることで受託の余地があるであろう団体として、公益財団法人青少年協会が挙げられるが、同協会は本事業の受託を希望していない。</p> <p>よって、本事業の適正な企画・運営を図るために、例年フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」実行委員会を設置（事務局は社会教育課）し、当実行委員会において、安全で効果的な事業の企画・運営を進めていくこととしている。</p> <p>当実行委員会には、各教育事務所の代表が参画し、県内各地域における事業の普及・定着を図るよう努めているほか、前回の経験者も参画しており、全行程を通じた活動についてそれぞれ専門的な立場からの指導・運営が期待できる。</p> <p>以上の理由から、この事業を実施可能な県内唯一の機関である当該団体と単独随意契約を締結することとし、見積り合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 山梨県財務規則第137条第3項